

# 総務委員会規程

1996年6月1日 制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、総務本部規程第2条の規定に基づいて設置された総務委員会(以下「委員会」という。)に関する必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に  
応ずる

- (1)評議員会、理事会、その他の会議に係る運営並びに会議録に関する事
- (2)上部団体及び関連団体との関係に関する事
- (3)文書の取扱い並びに公印の管理に関する事
- (4)規約、規程等の制定・改廃の手続き並びに周知に関する事
- (5)事務局の運営に関する事
- (6)その他の総務本部所属委員会に属さない事項に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、専門委員若干名をもって構成する。  
2 委員長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。  
3 副委員長は、委員の互選とし、会長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は、出席者とみなす。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
4 委員会の会議要録は、副委員長の担当とする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。